

行政・公共

無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。
債務整理、財産管理、成年後見申
し立てなど、お気軽にご相談く
ださい。

日 時

◆3月7日(火)(歌志内市・上砂川町)

◆3月14日(火)(赤平市)
堀岡 和正 弁護士

◆3月21日(火)(歌志内市・上砂川町)
丸山 健 弁護士

◆3月28日(火)(赤平市)
小林 杜季子 弁護士

◆3月28日(火)(赤平市)
大出 夏海 弁護士

(商工会議所となり)

（赤平会場
市コミセン別館）

（開催時間
13時30分～15時30分）

（開催時間
10時～12時）

（開催時間
13時30分～15時30分）

（開催時間
10時～12時）

（開催時間
13時30分～15時30分）

申込み・問合せ

生活環境交通係 ☎ 32-2215

歌志内市役所 ☎ 42-3217

上砂川町役場 ☎ 62-2011

※先に申込みをされている方が
優先されます。

こんばんは市長室

まちづくりや地域が抱える課
題について、市長と直接お話し
しませんか。昼間働いている方
や大勢の中で話すことが苦手な
方など、ぜひご利用ください。

対象者 市内に居住されている
方、または市内の企業に勤務
されている方。

日 時 3月27日(月) 18時～
(変更になる場合があります。)

※懇談時間は1人(1団体)30分

（ nota てあります。なお個人
的なご相談は受付できません
のでご了承ください。）

定期行政相談

受付 3月1日(水)～8日(水)
申込み・問合せ

広報広聴係 ☎ 32-1834

毎日の暮らしの中で、行政に
ついて苦情、要望、意見はあります
せんか。行政相談の対象は、国の
行政機関、特殊法人(JRやNT
Tなどの業務、年金、登記、道路、
河川、郵便、窓口サービスなどの
業務です。相談は無料で秘密は
厳守します。口頭、電話、手紙で
の相談にもおこたえします。気
軽にお越しください。

消防車両の売却

車両を売却します。
(赤平市大町4丁目5-2)

日 時 3月14日(火) 13時30分
場 所 赤平消防署

売却車両 消防化学ポンプ自動
車(平成2年式)
(1)付帯品
ホイール付夏タイヤ6本
(2)車名・型式
三菱 U-F L417 FZ 改
ホイール付バイクタイヤ6本

(3)車両総重量 9,475 kg
(4)走行距離 21,955.8 km
(5)車両の状態 一時抹消登録済
(6)その他 付帯条件がありますので、
前にお問合せください。

司法書士中根事務所

◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・
簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
赤平市東文京町2丁目4番地2
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



かわいいおともだちを
紹介します！



かわいだふたばちゃん
(1歳0ヶ月)

あかびらの人口

(平成29年1月末日現在)

※()内は前月比

| | | |
|-----|---------|-------|
| 総 数 | 10,750人 | (↓22) |
| 男 | 4,916人 | (↓16) |
| 女 | 5,834人 | (↓6) |
| 世帯数 | 6,118世帯 | (↓8) |

お天気メモ

(平成29年1月)

| | 前 年 |
|------|--------------------|
| 最高気温 | 5.5°C (2.4°C) |
| 最低気温 | -21.7°C (-19.5°C) |
| 降水量 | 22.5mm (29.5mm) |
| 降雪量 | 127.0cm (182.5cm) |
| 真冬日 | 23日 (26日) |

こっこちゃん募集中

かわいいお子さん・お孫さんの
写真を広報に載せてみませんか
(市内在住、10ヶ月～3歳くらい)

現在、写真を募集中です。

まずはご連絡ください。

広報広聴係 ☎ 32-1834



お知らせ

菊島市長の氏名の表記を
「好孝」に統一します

どうぞそろえて教育委員会に提出
してください。

問合せ 学校教育係

☎ 32-1822

高等学校等通学費等
支援金の申請受付

第4期分(1~3月)の交付申
請の締め切りは3月15日(水)です。

事前に申請書が送られている方
は、期日までに書類の提出をお
願いします。

これまで書類の種類などに
よつて使い分けをしていました
菊島よしたか市長の氏名の表
記(「美孝」と「好孝」)を、4月1日
から「好孝」に統一することとな
りました。4月以降は、請求書契
約書など、すべての書類で「好孝」
を使用することとなりますので
お知らせします。

ご不便をおかけしましたこと
をお詫び申し上げます。

問合せ 秘書係 ☎ 32-2211

就学援助の申請受付

第1期から第3期までの交付
申請書を提出されていない方は、
教育委員会へ申請書を提出して
ください。

問合せ 学校教育係

☎ 32-1822

人材育成・定住促進奨学金
の貸与申請受付

小・中学校に通うすべての児
童生徒が円滑に教育を受けられ
るよう、経済的な理由によつ
て就学が困難と認められる保護
者に対する援助を行っています。
制度の趣旨をご理解いただき、援
助を希望される方は申請してく
ださい。

問合せ 貸与申請を受け付けています。

この奨学金は卒業後、返還中の
貸与申請を受け付けています。

年度における市内での居住や就
労状況によって、全額または半
額が免除されることがあります。

①生活保護を受けている方
②児童扶養手当を受けている方
③その他経済的理由でお困りの方
手続き

案内文書・申請用紙は各学校
を通じて2月~3月頃に配布し
ています。申請書と添付書類な

- 高専(4~5年)、修学年限が
2年以上の専修学校・短大・大
学・大学院・月額4万円以内
※修学年限が1年の専修学校は
対象外です。

約の参加希望業者を次のとおり
受け付けます。
なお、平成29・30年度の建設工
事・物品契約などの指名登録申
請を提出している業者は、申込
みの必要はありません。

受付期間 4月28日(金)まで
※申込用紙は学校教育課総務係
にあります。

受付期間 3月1日(水)から平成
29年度中、随时受付

提出書類 契約管財係にある指定様式に
納税証明書、納税状況確認書
を添付してください。

申込み・問合せ 学校教育課総
務係 ☎ 32-1822

新入学児童へのお祝い

民生委員児童委員から
お祝いします。

新入学児童へのお祝い

申込み・問合せ 赤平市民生委員児童委員協議
会では、4月から新しく小学1
年生となる児童に、毎年ささや
かな入学お祝い品をお配りして
います。

対象となる児童のお宅へ、3
月中旬から下旬にかけて民生委
員が直接お伺いします。申込み
などは不要です。

問合せ 赤平市民生委員児童委
員協議会事務局(市役所地域
福祉係) ☎ 32-2216

新入学児童へのお祝い

赤平市民生委員児童委員協議
会では、4月から新しく小学1
年生となる児童に、毎年ささや
かな入学お祝い品をお配りして
います。

対象となる児童のお宅へ、3
月中旬から下旬にかけて民生委
員が直接お伺いします。申込み
などは不要です。

問合せ 赤平市民生委員児童委
員協議会事務局(市役所地域
福祉係) ☎ 32-2216

新入学児童へのお祝い

赤平市民生委員児童委員協議
会では、4月から新しく小学1
年生となる児童に、毎年ささや
かな入学お祝い品をお配りして
います。

対象となる児童のお宅へ、3
月中旬から下旬にかけて民生委
員が直接お伺いします。申込み
などは不要です。

問合せ 赤平市民生委員児童委
員協議会事務局(市役所地域
福祉係) ☎ 32-2216

新入学児童へのお祝い

赤平市民生委員児童委員協議
会では、4月から新しく小学1
年生となる児童に、毎年ささや
かな入学お祝い品をお配りして
います。

対象となる児童のお宅へ、3
月中旬から下旬にかけて民生委
員が直接お伺いします。申込み
などは不要です。

問合せ 赤平市民生委員児童委
員協議会事務局(市役所地域
福祉係) ☎ 32-2216

新入学児童へのお祝い

赤平市民生委員児童委員協議
会では、4月から新しく小学1
年生となる児童に、毎年ささや
かな入学お祝い品をお配りして
います。

対象となる児童のお宅へ、3
月中旬から下旬にかけて民生委
員が直接お伺いします。申込み
などは不要です。

問合せ 赤平市民生委員児童委
員協議会事務局(市役所地域
福祉係) ☎ 32-2216

新入学児童へのお祝い

赤平市民生委員児童委員協議
会では、4月から新しく小学1
年生となる児童に、毎年ささや
かな入学お祝い品をお配りして
います。

市議会本会議を
傍聴しませんか

市議会
議会事務局

契約管財係 ☎ 32-2211

善意

あなた
の
悩みに
コタエ
します

すべての相談の相談料が
無料になりました。

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)
土曜 10:00~13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

問合せ 愛真ホーム
☎ 32-2884

◆【愛真ホームへ】
◆エルム高原温泉ゆつたり
◆工事など)、または少額物品
(30万円未満の物品)にかかる契
約の「寄贈をお願いします。
使わなくなつた綿製品(タオル
類)の「